

No. 157(2017/12)

## システム開発プロジェクトにおいてベンダはどこまで責任を負うのか 札幌高判平成 29 年 8 月 31 日ほか

CITY LIGHTS LAW

シティライツ法律事務所

弁護士 伊藤 雅浩

### 1 はじめに

スルガ銀行 vs 日本 IBM 事件の東京高裁判決（平成 25 年 9 月 26 日）以降、システム開発ベンダ（以下、単に「ベンダ」という。）からは、いったい何をどこまでやればよいのか、という不安の声を聞くことが増えてきた。

同判決中では、ベンダが「プロジェクト・マネジメントを適切に行うべき義務」を負うとされ、しかもその内容は「契約文言等から一義的に定まるものではなく、システム開発の遂行過程における状況に応じて変化しつつ定まるもの」であることから、事前に対策を取りづらいつつという声もあった。さらには、プロジェクトの危機を回避し得ない場合には、ベンダはユーザに対し、システム開発の「中止をも提言する義務があった」との説示に対しては、「実務上、悩ましい」といった戸惑いの声も見られた<sup>1</sup>。

そしてその後も、東京高判平 26.1.15 公刊物未掲載（D1-law）、本稿で取り上げる札幌高判 29.8.31（裁判所ウェブサイト。以下、「本件控訴審」という。）の原審である旭川地判平 28.3.29 公刊物未掲載（WLJP）（以下「本件原審」という。）や、東京地判平 28.4.28 判時 2313 号 29 頁といった大規模なシステム開発取引において、いずれも大手ベンダのプロジェクト・マネジメントに関する責任が認められる判断が続いた<sup>2,3</sup>。

ところが、本稿で紹介する本件控訴審では、ベンダの責任を認めた原審判決を破棄し、

<sup>1</sup> 日本経済新聞平成 26 年 2 月 24 日朝刊「銀行システム刷新失敗、責任は？開発者に『中止提言義務』スルガ銀 VS 日本 IBM で高裁判決一括受注が大半、決断困難」

<sup>2</sup> これらの裁判例においては、必ずしも「プロジェクト・マネジメント義務」という用語が用いられていない。

<sup>3</sup> なお大規模システム開発紛争である東京地判平 28.6.17 公刊物未掲載（WLJP）では、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務違反に関するユーザの主張が退けられている（控訴審係属中）。

SOFTIC

© 2017 (一財)ソフトウェア情報センター  
<http://www.softic.or.jp/>

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11  
愛宕イーストビル 14 階  
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398

ベンダの債務不履行責任を否定し、逆にユーザの協力義務を認めた。一口にシステム開発プロジェクトと言っても、ベンダとユーザの役割や契約形態、体制、開発手法などは事案によって異なることから、本件控訴審が出たことによって、「ベンダの重すぎる責任を見直そうという動きがでてきた」などとまで評価することはできない。しかし、ベンダの責任を明確に否定した事例が登場したことによって、システム開発プロジェクトにおけるベンダが負うべきプロジェクト・マネジメントに関する責任の内容・範囲を検討する材料が増えたことは間違いない。

そこで、本稿では、本件控訴審の内容を、原審との違いを紹介しつつ、ベンダがシステム開発取引において負っているプロジェクト・マネジメントに関する義務の内容を考察する。

## 2 システム開発取引の特徴

本件控訴審等の紹介、検討に入る前に、システム開発取引の特徴について触れておきたい。

これまで、途中で頓挫してしまったシステム開発プロジェクトの責任について語る場面においては、主にベンダの「プロジェクト・マネジメント義務」の履行が問題とされ、ユーザの業務はベンダの作業を阻害することのないような「協力義務」を負うにとどまるという表現が用いられることが目立つ<sup>4</sup>。

しかし、システム開発プロジェクトは、誰のためのプロジェクトなのか。導入されるシステムによって利益を享受するのはユーザであることから、システム開発プロジェクトの実施主体は、「ユーザ」である。

また、システム開発作業を委託することを内容とする契約は、請負契約あるいは準委任契約だとされるが<sup>5</sup>、ユーザである注文者ないしは委託者は報酬を支払うだけにとどまらず、両当事者が共同で作業を進めることが一般的であるから、民法の典型契約（請負契約、準委任契約）が想定している場面とは異なる。特に開発対象のシステムの仕様を確定する「要件定義」「基本設計」などの上流工程では、ベンダがユーザの要求を聴取・分析し、ユーザの要求に適応したシステムの仕様を検討・提案し、ユーザも必要な情報をベンダに提供するとともに、ベンダの提案した内容を検討し、修正が必要であればそれを求めるといった共同作業の色彩が強い<sup>6</sup>。

したがって、定められた期限までにシステムが完成しなかったからといって、直ちにベンダ（請負人・受任者）が債務不履行の責めを負うのではなく、いずれの当事者が自

<sup>4</sup> 東京地判平 16.3.10 判タ 1211 号 129 頁ほか。

<sup>5</sup> 東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」判タ 1349 号 4 頁においては、ソフトウェア開発契約は実務的には請負契約、準委任契約、労働者派遣契約のいずれかで処理されているとしている。松島淳也＝伊藤雅浩「システム開発紛争ハンドブック」（レクスネクシス・ジャパン、2015 年）32 頁も参照。

<sup>6</sup> 司法研修所編『民事訴訟における事実認定—契約分野別研究（製作及び開発に関する契約）』（法曹会、2014）95 頁のほか、裁判例においても、注文者側と請負人側に密接な協力関係があることが必要不可欠である（東京地判平 22.7.22 判時 2096 号 80 頁）などと述べられることが多い。

らの役割を適切に果たさなかったのかを検証することが求められる。

### 3 本件控訴審

#### (1) 事案の概要

本件は、被告（ベンダ）が、原告（ユーザ）のために病院情報管理システム（以下「本件システム」という。）を構築して提供することを目的とする契約に関する紛争である<sup>7</sup>。原告は被告に対し、平成 22 年 1 月 3 日に本件システムの完成及び引渡しをしなかったことについて、債務不履行に基づき、合計約 19 億円の損害賠償等を請求した（第 1 事件）。他方、被告は原告に対し、本件システムの完成及び引渡しが遅れたことについて被告に帰責性はないのに、原告の協力義務違反等によって、被告の完成義務を履行し得なくなったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として、合計約 23 億円を請求した（第 2 事件）<sup>8</sup>。

本件では、平成 20 年 11 月から、原被告間で本件システムの仕様確定作業が開始されたものの、なかなか仕様確定には至らないまま進行した。そこで、原告・被告間の協議により、平成 21 年 7 月 7 日に「仕様凍結」することが決定された（これを「本件仕様凍結合意」と呼ぶ。）。

被告が平成 22 年 1 月 3 日までに、本件システムを原告に引き渡さなかったことについては争いが無い。そして、原告は同年 4 月 26 日に、被告に対し、債務不履行に基づく解除の意思表示をした。

#### (2) 争点

本件控訴審の争点は、下表のとおり多岐にわたるが、原審、控訴審を通じて共通している。

争点	
1	本件システムの引渡日を平成 22 年 1 月 4 日以降へ延期するとの合意の有無
2	平成 22 年 1 月 3 日又は同年 4 月 26 日の時点における本件システムの完成の有無
3	被告の本件契約上の義務の範囲 (※カスタマイズの範囲や要件定義書の提出義務の有無等)
4	本件仕様凍結合意の意味 (※一切の追加開発要望をも出さないという意味であるか)
5	171 項目の追加開発の開発対象該当性
6	原告のマスタの抽出義務の有無等
7	本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任
8	原告の損害額
9	被告の損害額

<sup>7</sup> 正確には、原被告のほか、リース会社を含めた三者での契約であったが、本文中ではリースに関しては言及しない。

<sup>8</sup> 原審、控訴審を通じて、一審原告（第 1 事件）を原告、一審被告（同）を被告の表記に統一する。

本稿では、ベンダのプロジェクト・マネジメントに関する義務の内容を検討することを目的としていることから、メインとなる争点は争点(7)であるが、その前提となる争点(4)および争点(6)にも若干触れつつ、本件原審及び本件控訴審を紹介する。

### (3) 争点に対する判断

#### ア 争点(4)：本件仕様凍結合意の意味

本件では、本件仕様凍結合意後も、原告から要望が出続けたことがプロジェクトの頓挫に繋がっていることから、本件仕様凍結合意の意味するところが争点となった。

被告（ベンダ）は、本件仕様凍結合意後は、原告（ユーザ）から新たな追加要望を一切行うことができないという意味であると主張するのに対し、原告は、新しい機能の開発要求をしないという意味に過ぎず、画面周りの要望を出すことは許されると主張していた。

裁判所は、本件原審、本件控訴審ともに同様の判断で、被告の主張を受け容れた。本件仕様凍結合意に至った経緯が、被告が一定の追加開発を実施することを受け入れることを前提に、本件システムの運用開始日を決めたというところにあるとすれば、本件仕様凍結後にさらなる機能追加要求がなされれば、運用開始日までに本件システムを完成させることが困難になるから、たとえ新たな機能の追加には至らない程度の画面の表示に関する修正だったとしても、そのような追加開発は予定されていないとした。

#### イ 争点(6)：マスタ抽出義務の所在及び違反

本件システムを稼働させるためには、そこに「薬品」「検査項目」などのマスタデータと呼ばれる一群のデータを登録しなければならない。こうしたマスタデータは、量が多いため、一般には現行システムに登録されている既存のデータを抽出し、編集処理を加えてシステムにアップロードしたりする方法がある。本件では、現行システムからのデータ抽出義務をいずれの当事者が負っていたのかが争われた。

なお、システム開発を巡るトラブルでは、データを現行システムから新システムに移行するという作業の責任の所在が論点となることが多い<sup>9</sup>。データの移行元システムの内容やデータの構造はユーザが詳しく、移行先システムのデータ構造はベンダが詳しいため、両者の作業分界点を決めるのが容易ではない。また、開発作業の周辺作業に位置づけられることから、役割分担やスケジュールが曖昧になりがちな作業であるからである。

この点に関する裁判所の判断も、本件原審、本件控訴審ともに共通しており、マスタ抽出義務は原告が負っているとした。裁判所は、技術仕様書、提案書、プロジェクト概要書の記載や、キックオフ会議その他の発言、マスタスケジュール中の役割分担の記載から、上記判断を導いた。

そして、原告がマスタデータの作成を期限までに行わず、むしろやむなく被告がその一部を代行して行ったことを認定し、原告にマスタデータ抽出義務の懈怠があったとした。

<sup>9</sup> 前掲東京高判平 26.1.15, 前掲東京地判平 28.6.17 など。前掲松島＝伊藤 115 頁も参照。

## ウ 争点(7)：本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任

以上のように、本件原審、本件控訴審を通じて、本件仕様凍結合意の後も開発要望が継続したこと、原告がマスターデータ抽出義務を履行しなかったという重要な点において事実認定に大きな違いはない。しかし、本件プロジェクトが頓挫したことの評価は異なる。まずは、本件原審から見てみよう。

### (ア)本件原審の判断

#### a 被告の責任

まず、本件原審では、本件プロジェクトが頓挫したのは、本件仕様凍結合意後も原告が開発要望を出したことは、同合意に反するとしながらも、次のように被告の対応を問題にした（下線は筆者。以下同じ。）。

そもそもシステムの開発過程においては、ユーザ側から、本来ベンダが開発義務を負うものではない項目について開発（カスタマイズ）が要望されることはしばしばみられる事態である。そうすると、システム開発の専門業者である被告としては、納期までに本件システムが完成するよう、原告からの開発要望に対しても、自らの処理能力や予定された開発期間を勘案して、これを受け入れて開発するのか、代替案を示したり運用の変更を提案するなどして原告に開発要望を取り下げさせるなどの適切な対応を採って、開発の遅滞を招かないようにすべきであったというべきである。

すなわち、ユーザが開発過程において追加開発の要望を挙げることは「しばしばみられる」ものであるから、それを受け入れるか、取り下げさせるかを判断して遅滞を招かないようにしなければならないのはベンダの責務であるとしている。

そして、本件仕様凍結合意後も、原告の要望に引きずられて遅滞を招いたことについて次のように述べて債務不履行責任があるとした。

被告としては、本来、本件仕様凍結合意後の原告からの開発要望に対しては、同合意を理由に追加開発を拒絶するか、代替案を示したり運用の変更を提案するなどして原告に開発要望を取り下げさせる、あるいは専門部会にこの問題を上程して開発方針について協議するなどの適切な対応を採るべきであったのに、（中略）被告がこのような対応を採ったことは何らうかがわれない。そうすると、被告は、納期までに本件システムを完成させることに十分な意識を向けないまま、原告の要望するままに追加開発を行い、その結果本件プロジェクトの遅滞を招いたものといわざるを得ない。

以上によれば、本件プロジェクトが頓挫した最大の原因は、システム開発の専門業者である被告が、原告の追加開発要望に翻弄され、本件プロジェクトの進捗を適切に管理することができなかつたことにあるとみるのが相当である。

したがって、被告は、本件システムが完成しなかつたことについて、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

すなわち、ユーザが追加開発要望を出し続けたことよりも、ベンダが、その追加開発要望に翻弄され、適切な進捗管理ができなかったことを問題視した。

## **b 原告の責任**

他方、本件プロジェクトの遅滞を招いた責任は被告（ベンダ）のみにあるものではないとしている。

本件プロジェクトは、医療に関する大規模システム開発を目的とするものであって、その遂行にあたっては、情報システムの専門家である被告が中心的役割を果たすべきことはもちろんであるが、原告も医療の専門家としてこれに協力すべき義務があるというべきである。そして、一たび本件プロジェクトが頓挫してしまえば、被告としては、その時点での成果物を他のプロジェクトに流用することも困難であると考えられるのであって、原告が十分な協力を行わず本件プロジェクトの遅滞を招いた上、本件解除によって本件プロジェクトを頓挫させたことについては、原告にも協力義務違反があったものとして、相応の責任があるというべきである（略）。

したがって、原告は、本件システムが完成しなかったことについて、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う（略）。

本件プロジェクトの遂行にあたっては、ベンダが「中心的役割を果たすべき」であって、ユーザは「協力すべき」という表現が用いられているが、前記2で述べたようなプロジェクトの主体についての考え方からすると、違和感が残るところである。

裁判所は、被告のみならず原告も債務不履行責任を認め、その責任割合は、次のように述べて、原告（ユーザ）に2割、被告（ベンダ）に8割だとした。

被告はシステム開発の専門業者であり、原告の要望に対しても適切に管理して本件プロジェクトを進めていくべき責任があったことからすると、被告が自らの処理能力を正確に見極めることのないまま、原告からの追加開発要望に応じたことについては、重い責任があるといわざるを得ない。

## **(イ)本件控訴審の判断**

### **a 原告の責任**

本件控訴審では、原告の協力義務の内容には、①マスタの抽出義務などを行うという作為義務のほか、②合意に反して大量の追加開発要望を出さないといった不作為義務も含まれるとし、そのいずれにも違反したと認定した。

システム開発はベンダである被告の努力のみによってなし得るものではなく、ユーザである原告の協力が必要不可欠であって、原告も、被告による本件システム開発に協力すべき義務を負う（略）。そして、この協力義務は、本件契約上原告の責任とされていたもの（マスタの抽出作業など）を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、被告にその対応を強いる

ことによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているものというべきである。

しかるに、(略)原告が本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、被告がこれに対応せざるを得なかったことから、本件システム開発が遅延した。また、(略)原告がマスタの抽出義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠し、原告の協力が得られないまま被告が代行せざるを得なくなったことも、本件プロジェクトが遅延した理由の一つになっている。

(略)

上記のとおり、原告には、本件契約上の協力義務違反(債務不履行)が認められる。

#### b 被告の責任

他方で、本件原審とは逆に、被告の債務不履行責任を否定した。

被告は、平成21年3月4日以降、専門部会等において、繰り返し、原告による追加開発要望の多くは仕様外のものであること、被告としては、これらの追加開発要望に対応するのは難しく、同年9月24日(本件原契約におけるリース開始日)に間に合わなくなることを説明した。そして、被告は、同年7月7日、一審原告による625項目の追加開発要望を受け入れる(本件追加開発合意)一方で、以後は、新たな機能の開発要望はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないという合意(本件仕様凍結合意)を取り付けたものである。このように、被告は、プロジェクトマネジメント義務の履行として、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否(本件仕様凍結合意)を含めた然るべき対応をしたものと認められる。

これを越えて、被告において、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者(原告)を説得したり、原告による不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということはできず、被告にプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められない。

## 4 ベンダの義務の内容

### (1) プロジェクト・マネジメントの意味

システム開発訴訟で登場する「プロジェクト・マネジメント義務」は、あくまでベンダ・ユーザ間の契約関係のもとのベンダのユーザに対する債務であって、システム開発の現場で用いられる「プロジェクト・マネジメント」とは、意味が異なる。一般に、プロジェクト・マネジメントとは、「プロジェクトの要求事項を満足させるために、知識、スキル、ツールと技法をプロジェクト活動へ適用すること」とされており<sup>10</sup>、異なる法主体の間の作為義務・不作為義務を直接的に導き出すものではない。そして、システム開発プロジェクトは、ベンダ・ユーザの共同作業であることから、本来、プロジェクト・マネジメントは、両当事者が共同して実施するものであって、その責任もそれぞれ分担

<sup>10</sup> 「プロジェクトマネジメント」知識体系ガイド(PMBOKガイド[第5版](Project Management Institute, 2014))。

あるいは連帯して担っていると考えられる。

システム開発紛争においてプロジェクト・マネジメント義務、協力義務といった用語が独り歩きしている感があるが、あくまで、プロジェクトの実態に照らすならば、システム開発業務の過程において、ベンダがユーザに対して負う義務全般のラベルとして「プロジェクト・マネジメント義務」を、ユーザがベンダに対して負う義務全般のラベルとして「協力義務」という用語が割り当てられていると考えるべきであろう。

ベンダの義務として「プロジェクト・マネジメント義務」という用語が用いられることにより、ベンダはプロジェクトを遂行する主体としての責任を負い、ユーザはその補助者的な立場としての「協力義務」を負うに過ぎないという誤解が拡がってしまうのではないかと懸念される場所である。

## (2) 基本となる「説明義務」

前掲東京高判平 25.9.26 が述べたようにプロジェクト・マネジメント義務の内容は「システム開発の遂行過程における状況に応じて変化しつつ定まるもの」であって、一義的に定まるものではない。しかし、過去の裁判例をひもとくと、ベンダが負うべき義務は、ユーザに対してリスク等を説明するところまでは共通しているといえる。

### ア 東京高判平 25.9.26

例えば、前掲東京高判平 25.9.26 では、企画・提案段階（契約締結前）における義務について、次のように述べている。

ベンダとしては、企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザーのニーズに対する充足度、システムの開発手法、受注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザーに説明する義務があるというべきである。

また、プロジェクト遂行過程においても、同様に説明義務について言及している。

本件システム開発過程において、適宜得られた情報を集約・分析して、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザーであるスルガに必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成に向けた作業を行うこと（プロジェクト・マネジメント）を適切に行うべき義務を負うものというべきである。

### イ 東京地判平 28.4.28

また、前掲東京地判平 28.4.28 は、ERP パッケージの導入が頓挫した事案であるが、ベンダの義務について次のように述べている（下線部は筆者。一部、当事者をベンダ、ユーザに置換）。

（ベンダは）ユーザがシステム機能の追加や変更の要求等をした場合、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすときにはユーザに対して適時にその利害得失等を具体的に説明し、要求の撤回、追加の委託料の負担や納入期限の延期等をも含め適切な判断をすることができるように配慮すべき義務を負っていたということが

できる。

なお、本件では、ほかにベンダには「配慮すべき義務」や「対応策を積極的に提示する義務」を負っていると述べているが、いずれもユーザに対して情報を提供するという意味では広義の説明義務とみることができる。

#### ウ 本件控訴審

本件控訴審では、ユーザである一審原告によるプロジェクト・マネジメント義務違反があったとの主張に対し、次のように述べて退けている。

一審被告は、平成21年3月4日以降、専門部会等において、繰り返し、一審原告による追加開発要望の多くは仕様外のものであること、一審被告としては、これらの追加開発要望に対応するのは難しく、同年9月24日（本件原契約におけるリース開始日）に間に合わなくなることを説明した。そして、一審被告は、同年7月7日、一審原告による625項目の追加開発要望を受け入れる（本件追加開発合意）一方で、以後は、新たな機能の開発要望はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないという合意（本件仕様凍結合意）を取り付けたものである。

「説明する義務」を直接的に認めていたわけではないが、追加開発要望に対応していたのではリリースに間に合わなくなることを繰り返し説明していたという事実を以って、プロジェクト・マネジメント義務違反を否定していることから、ベンダが一定の説明義務を負っていることを前提にしていると思われる。

#### エ 小括

ベンダは、システム開発の専門事業者であることから、開発費用の増大やスケジュールの遅延といったプロジェクトの目的達成を阻害する事態を察知しやすい立場にあるといえる。したがって、プロジェクトを阻害する事象の兆候が生じた場合には、早期にユーザに対し報告、説明する必要があるというところまでは、これらの裁判例において共通するといえる。そして、その原因が、単にベンダの開発要員不足やスキル不足にあるのであれば、自ら対処しなければならないことはもちろんであるが、ユーザ側にある場合（追加の開発要望であったり、未解決課題が増えたりする場合など）には、そのことを指摘し、適時適切に対応するよう働きかけることも求められるといえるだろう。

### (3) 中止提言義務・追加要望拒絶の義務等

では、ベンダは、前記(2)の説明義務（働きかけをする義務を含む）を超えた義務を負うのだろうか。負うとしたら、それはどのような場合だろうか。この点については、裁判所の判断は区々であるが、事案の特徴に応じた判断をしているのではないかと思われる。

## ア 東京高判平 25.9.26（中止提言義務）

前掲東京高判平 25.9.26 では、「中止提言義務」が述べられたことでよく知られている。

控訴人は、ベンダとして、この段階以降の本件システム開発の推進を図り、開発進行上の危機を回避するための適時適切な説明と提言をし、仮に回避し得ない場合には本件システム開発の中止をも提言する義務があったというべきである。

この「中止をも提言する義務があった」との説示部分は、冒頭で述べたようにシステム開発事業者の業界において戸惑いを与えることになった。たとえプロジェクトがうまく進捗しなかったとしても、顧客であるユーザに対して「プロジェクトを中止しましょう」などと進言することは、自らの履行放棄とも受け取られかねないことから、ベンダとしては相当抵抗があるところである。

しかし、本件で裁判所が示した「中止提言義務」は、必ずしも一般のシステム開発全般においてベンダが負うべき義務だというものではなく、以下に述べるようなプロジェクト固有の事情が考慮されて生じた義務だと考えられる。

本件では、プロジェクトを開始するにあたって、概算費用などを含む本件基本合意①が締結されているが、この時点では、Corebank という海外製のパッケージの適合性などが不確実であり、チャレンジングなプロジェクトであったことから、計画・要件定義の結果次第によっては、開発の遂行が困難となる事態をも想定されていたものとみられる。そのため、同基本合意には「本条に定める合意（本件最終合意）までの間に、プロジェクトの大幅な延期や中止せざるを得ない状況が発生した場合（略）には、両者は真摯に協議の上、互いに誠意をもって損害賠償等の措置を含む適切な対応をするものとする。」といった定めが設けられていた。

すなわち、本件では、通常システム開発プロジェクトとは異なり、パッケージソフトの適合性の問題等の重大な問題が発生する可能性が一定程度あると予想されていたことから、その場合をも見越した条項が定められていたのである。

判決文の限りでは、本件基本合意書①の当該条項から直接的に「中止提言義務」を導いたとまでは読み取れないが、中止提言義務について述べた段落の冒頭にある「これらに照らすと」の直前に本件基本合意①の当該条項を示していたことからすると、中止提言義務を導出するための重要な根拠として考慮されていたと考えられる。

したがって、システム開発取引一般において、ベンダがユーザに対して「中止提言義務」を負っているとすることは、本件を過度に一般化するものであって適切ではない。あくまで、本件のプロジェクトの特性や、当事者間で交わされた書面の内容から導かれた固有のものであると考えるべきである<sup>11</sup>。

## イ 本件原審・本件控訴審（追加要望拒絶義務）

本件原審では、本件仕様凍結合意以後もユーザから次々と変更要望が上がったことに

---

<sup>11</sup> この点については、2017年11月11日に開催された情報ネットワーク法学会研究大会の第2分科会（システム開発）の登壇者の一人である本件のベンダ側代理人を務めた影島広泰弁護士から指摘をいただいた。もともと、本稿の文責は筆者にある。

対して、「(ベンダは) 一審原告に開発要望を取り下げさせるなどの適切な対応を採って、開発の遅滞を招かないようにすべきであった」「(本件仕様凍結合意を理由に) 追加開発を拒絶するか、代替案を示したり運用の変更を提案するなどして一審原告に開発要望を取り下げる (略) べきであった」などと述べている。すなわち、ベンダは、ユーザから挙げられる仕様変更要望について、拒絶あるいは取り下げさせる義務を負っていたとしている。

これに対し、本件控訴審では、本件仕様凍結合意を取り付けたことを以って、一度は追加開発要望を拒否するなどの然るべき対応を採ったと評価されており、これを超えて「不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということとはでき」ない、としている。

つまり、本件控訴審を踏まえれば、ユーザの言うがままに要望を受け入れ続けることによって遅滞しても免責されることはないとしても、納期遵守のための一定の努力 (本件仕様凍結合意を取り付ける等) があれば、それを超えた責任まではないということはあるだろう。

仮に、仕様変更に関する契約上のルールが定められていたにもかかわらず<sup>12</sup>、それに従わないまま際限なく受け入れてきたといった事情があれば、ユーザの追加要望を適切にコントロールできなかったことについてのプロジェクト・マネジメント義務違反を問われる可能性はあるだろう<sup>13</sup>。

## 5 おわりに

ベンダが「プロジェクト・マネジメント義務」を負うという考え方の背景には、我が国のシステム開発取引慣行がある。すなわち、伝統的に、ユーザはベンダに「すべてお任せ」という傾向が強く、その結果、ユーザのプロジェクト推進の主体性を失わせ、失敗すればベンダが責任を負うという循環を導いていたようにも思われる。ベンダが高度な専門家責任を負う根拠が、ベンダとユーザの間の情報・技術・能力の非対称性にあるとするならば、能力・経験のないユーザほど相対的に保護されることとなり、健全な状況とはいえない。

システム開発プロジェクトは難度が高いことから、一定の確率で失敗してしまうことは避けられない。しかし、我が国の健全なシステム開発取引のためにも、「ベンダ=プロジェクト・マネジメント義務」「ユーザ=協力義務」といった単純な見方で責任の範囲を論ずるのではなく、プロジェクトの性質、当事者の役割分担、契約書の定めなどに応じて個別具体的に分析することが求められる。

---

<sup>12</sup> 例えば、経済産業省「情報システム・モデル取引・契約書<第一版>」(2007年)では、37条で「変更管理手続」を、38条で「変更の協議不調に伴う契約終了」を定めている。

<sup>13</sup> 前掲東京高判平 26.1.15では、変更管理についての契約条項に基づいて、変更の申入れを「契約上これを拒絶することができる」などと述べられている。このような条項の存在を前提とすれば、仕様変更を拒絶できる地位にあったのに、これを受け入れ続けた結果、プロジェクトが頓挫したとなれば、プロジェクト・マネジメント義務違反の責任を負うことになるだろう。

また、同じ事案ひとつとってみても、裁判所の判断にもブレがあり<sup>14</sup>、プロジェクト・マネジメント義務の内容、範囲、程度について予測可能性が低いことも否めない。しかし、こうした事例を契約法務やプロジェクトの現場に適切にフィードバックして、少しでも予測可能性を高め、紛争の予防や早期解決がなされることを期待したい。

以 上

---

<sup>14</sup> 本件原審、本件控訴審のように結論が大きく異なったケースは、前掲東京高判平 25.9.26 や、前掲東京高判平 26.1.15 でも見られる。